○**農林水産省令第六十六号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改　正　後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
セフロキシムナトリウムを有効成分とする乳房注入剤	（略）	（略）	（略）
酒石酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤	蜜蜂	７日量として蜜蜂の成虫１万匹当たり50㎎（力価）以下で、かつ、育児箱（当該育児箱内及びその継箱内に食用に供する蜂蜜及びその他の生産物を貯蔵しているものを除く。以下この欄において同じ。）１箱当たり200㎎（力価）以下の量を、粉糖１ｇ当たり10㎎（力価）となるように混じて育児箱の上から散布して経口投与すること、又は７日量として蜜蜂の育児箱１箱当たり200㎎（力価）以下の量を250ｇの代用花粉（飼料に砂糖及び水を混じたものをいう。）に混じて経口投与すること。	一
（略）	（略）	（略）	（略）

注１～20　（略）

21　「育児箱」とは、蜜蜂を飼育するための巣箱をいい、複数の巣箱を重ねて使用する場合にあっては、最下段の巣箱をいう。

改　正　前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
セフロキシムナトリウムを有効成分とする乳房注入剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

注１～20　（略）

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。